

令和 4 年度使用教科書選定理由書

【 1 選定に係る基本方針】

○学校教育法第 5 1 条、学習指導要領、目指す学校像、重点目標の趣旨を踏まえ、選定に係る基本方針は以下のとおりとする。

- 1 学習指導要領の趣旨に即した教科書であること。
- 2 生徒が興味・関心を持てる教材であること、注釈・資料が読みやすく、生徒の学習理解に効果的な教科書であること。
- 3 本校生の実態に即した難易度・学習量であること、課題解決能力や言語活動の充実に必要な設問等の工夫がなされている教科書であること。
- 4 基礎学力及び資格取得による専門性の向上を図ること、多面的・多角的に考えさせる能力の向上を図るために有効な教科書であること。

※ 学習指導要領、学校教育目標、学校や学科の特色、生徒の実態等を踏まえて、学校としてどのような方針をもって教科書選定を行うかを示す。

様式 1

【学校教育法】

第三十四条（教科用図書・教材）

- ①小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。
- ②前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

第五十条（目的）

高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第五十一条（目標）

高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

【学習指導要領】

第1章 総則 第1款 教育課程編成の一般方針

- 1 （略）学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

【目指す学校像】

人間力・学力・社会人基礎力を身に付け、専門的な学びなどを活かして仲間や地域と協働しながら地域社会に貢献できる人材を育成する学校

【重点目標】

- 1 生徒の交通安全意識を高めるとともに、主体的な行動力を育て、安全で快適な学校を目指す。
- 2 資格取得や主体的・対話的で深い学びを通じて、生徒の学びに向かう力を育てるとともに、プレゼンテーション能力の向上を目指す。
- 3 生徒の様々な活動を通じて本校の魅力を積極的に発信し、地域に愛される集団を目指す。